

第56回

インハウスロイヤーに聞く

vol.2 住友生命保険相互会社

聞き手：新進会員活動委員会委員 小出 薫 (66期)

※編集部注：小出会員は2015年1月30日付で新潟県弁護士会へ登録換えされています。

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、インハウスロイヤーへのインタビュー企画の第2回として、住友生命保険相互会社にてご活躍されている奥田沙綾香会員(64期)にお話を伺いました。

— 御社のインハウスロイヤーや法務部門の構成はどのようになっていますか。

インハウスロイヤーは59期と62～67期が各1名、計7名おり、全員本社に勤務しています。近年は、修習を終了した方を毎年1名採用しています。法的素養だけでなく、民間企業で働く適性が強く求められる点が法律事務所と異なります。弁護士は、コンプライアンス統括部の中に6名おり、他の部門にも1名配置されています。

— 奥田さんはどのような業務をなさっていますか。

主な業務は、各部門からの照会への回答です。継続中の保険契約に関する事務を所管する部門（保険料の収納や契約内容の変更、事務の制度設計等を所管）を担当し、保険契約上の各種請求への対応、差押えの取扱い等、個別案件についての照会を受けます。また、新たな事務運営の適法性や法的リスクに関する照会も来ます。

さらに、訴訟やADRが発生した場合は、その対応も行います。訴訟は、訴訟代理人の弁護士に委任しながら社内でも状況をフォローし、訴訟方針の確認等を行っています。他方、ADRは社内に対応しています。

ADR対応では、社内では答弁書等の主張書面を作成しています。申立人に代理人がおられないのが通常であるため、こちらでも事実関係や争点を整理し、必要な証拠を収集します。柔軟性を備えた総合的解決が目指されるため、訴訟と異なる対応を求められる難しさがあります。

— 業務上、社外の弁護士とは関わりがありますか。

紛争対応や個々の照会について、外部の弁護士にご相談するのが基本的な関わり方です。事前に事実関係を整理した上で必要な資料を収集し、法的論点を検討します。また、相談の際も基本的に同席し、問題点について一緒に検討します。弁護士の視点、職員の視点の双方を踏まえて、社外弁護士と会社のコミュニケーションを円滑化する仲介役として関与できるよう心がけています。

— 保険会社のインハウスロイヤーには何が求められますか。

第一に、照会へ適切に回答するために、保険契約やこれを巡る各種法令への総合的な理解が求められます。保険契約は約款が多く、その内容の把握が必要ですし、保険商品への正しい理解も重要です。また、法令は、民法、保険法、保険業法等をよく使い、金融商品取引法、知的財産法、景品表示法等にも触れます。さらに、金融庁の監督指針や業界の自主ガイドライン等も理解が必要です。

第二に、保険会社に限ったことではありませんが、個々のお客さまへの対応では、事実関係の正確かつ迅速な把握が求められます。至急の案件も多いので、照会を受ける側も、早期かつ必要十分な事実関係の確認を心がけています。早期に適切な資料を揃えることも重要なので、資料収集も積極的に行います。

第三に、事業の公共性から、一般社会から見た視点を持つことも重要です。



奥田 沙綾香 会員 (64期)

— どのような経緯でインハウスロイヤーになられたのですか。

法科大学院で、企業法務を専門にされている弁護士の
下で起案を行う授業を受け、企業法務に興味を持っていま
した。また、企業は多くの顧客とつながり、その活動は社
会的に大きな影響がある点で、やりがいがあると考えてい
ました。

東京三会の就職合同説明会で当社の先輩弁護士に話を聞
き、保険会社の業務は「営利性」より「公共性」への意識
が高いと感じ、興味を惹かれました。また、先輩弁護士から
は「インハウスロイヤーとして、社内での役割を開拓しよう」
という熱意を感じました。私も、この会社でなら企業内弁
護士の在り方を考えていけると思い、入社しました。

— インハウスロイヤーのやりがいとは何ですか。

社内から、「まずは意見を聞いてみよう」と気軽に相談を
してもらえるのがインハウスロイヤーの良いところです。法
的問題を早期にキャッチして、紛争の発生や深刻化を予防
できるところに存在意義があると考えています。

また、日常の事務について日々相談を受けるため、たとえ
ば、別々のお客さまから似たような内容のお問合せがあった
時などに、整合性を意識して検討ができます。法的観点から
だけでなく、公平性確保の観点等、会社としての在り方を
踏まえてアドバイスできることにもやりがいを感じます。

— 職場のワークライフバランスはいかがですか。

土・日曜日が休日なので、プライベートと仕事を切り替え
やすく、ワークライフバランスは良好です。また、産休・育休
を取得しやすく、ハラスメントに対する意識は、社内の雰
囲気からしてとても高いと思います。女性も働きやすい環
境を評価していただき、当社は「女性が活躍する会社ラン
キング」(『日経WOMAN』2014年5月号)で2位になりました。

— 日本組織内弁護士協会(JILA)ではどのような活動
をされていますか。

JILAには10の部会があり(編集部注:2015年3月13日
現在)、私は約30名からなる保険業界の部会に所属してい
ます。同部会では、月に1回、日常業務に共通する法的論
点の検討や、インハウスロイヤーの役割等の情報交換をして
います。インハウスロイヤーというまだまだ新しい立場から
の活動の形を、一緒に考えられる場です。

— 会費負担や会務活動はどのようになっていますか。

インハウスロイヤーは全員弁護士登録する方針をとり、会
費は会社負担です。会務は、業務に支障がなければ自由に
参加できます。ただ、研修や委員会活動には、業務との兼
ね合いでどうしても夜の開催でなければ参加できないこと
がありますので、インハウスロイヤーが参加することをも考
慮した委員会等の運営を期待しています。

— 最後に、インハウスロイヤーに興味のある方へメッセ
ージをお願いします。

企業の中に入ることで見えてくるものがたくさんあり、視
野が広がると思います。社内では意思決定のプロセスも重
視されるため、見るべきものが変わり、社外の弁護士が企
業からどのように見えているかも分かります。キャリアプラン
の中で企業の内部で働いてみるということは、とても良い
経験になると思います。